

市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」といいます。）が市内の小売販売業者に売り渡す製造たばこの本数に応じて課される税です。

たばこの小売価格には、たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担するのは、たばこを購入した消費者です。

■税 率

1,000本につき6,552円

■申告と納付の方法

卸売販売業者等が毎月の売渡分を翌月末日までに申告し納付します。

●申告書の提出先

かわさき市税事務所法人課税課諸税係

●インターネットを利用した電子申告など

申告書などの提出に際して、インターネットを利用した地方税ポータルシステム「e L T A X（エルタックス）」をご利用になると、提出先へ持参又は郵送するなどの負担が軽減されます。

詳しくは、48ページの「e L T A Xのご案内」をご覧ください。

■加熱式たばこの課税方式の見直しについて

●平成30年10月1日から、加熱式たばこの課税方式が見直されました

平成30年度税制改正により、平成30年10月1日以降、加熱式たばこは「重量」と「価格」により課税される方式となり、平成30年から令和4年までの5年間をかけて新方式へ段階的に移行されました。

市たばこ税は、川崎市内でたばこが買われた場合に、川崎市の収入になります。

たばこ1箱(20本入り580円の場合)の内訳



市たばこ税	131.04円
県たばこ税	21.40円
(国の)たばこ税	136.04円
たばこ特別税	16.40円
消費税・地方消費税	52.73円
原材料費等	222.39円

* 令和6年4月1日時点

入湯税

入湯税は、鉱泉浴場（温泉利用施設）の入湯客に対して課される目的税で、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるととされています。

■入湯税を納める人

鉱泉浴場に入湯する入湯客

■税 率

入湯客 1 人 1 日につき150円

ただし、次の場合には入湯税が免除されます。

1. 満12歳未満の方
2. 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する場合
3. 利用料金1,400円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）以下で入湯する場合
利用料金とは、入場料、休憩料、入湯料等の名称にかかわらず、当該施設の利用に関して支払われるべき料金をいいます。
4. その他市長が認めるもの

■申告と納入の方法

鉱泉浴場の経営者（特別徴収義務者）が、鉱泉浴場に入湯する入湯客から入浴料金と併せて入湯税を徴収し、毎月の徴収分を翌月末日までに申告し納入します。

●申告書の提出先

かわさき市税事務所法人課税課諸税係

●インターネットを利用した電子申告など

申告書などの提出に際して、インターネットを利用した地方税ポータルシステム「e L T A X（エルタックス）」をご利用になると、提出先へ持参又は郵送するなどの負担が軽減されます。

詳しくは、48ページの「e L T A Xのご案内」をご覧ください。



事業所税

事業所税は、市内の事業所等で法人や個人が行う事業に対して課される目的税で、都市環境の整備及び改善に要する費用に充てることとされています。

事業所税は、「資産割」と「従業者割」に分類されます。

■納税義務者

事業所等で事業を行う法人又は個人

■税 率

事業所税額 = 資産割額（課税標準×税率） + 従業者割額（課税標準×税率）

区 分	資 産 割	従 業 者 割
課 税 標 準	課税標準の算定期間* ¹ の末日現在における事業所床面積	課税標準の算定期間中に事業所等の従業者に支払われた従業者給与総額
免 税 点 * ²	市内の事業所床面積（非課税床面積を除く。）の合計が1,000㎡以下	市内の従業者数（非課税適用者を除く。）の合計が100人以下
税 率	事業所床面積 1 ㎡につき600円	従業者給与総額の100分の0.25

*1 「課税標準の算定期間」とは、法人の場合は事業年度、個人の場合は1月1日から12月31日までの期間をいいます。

*2 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割と従業者割とでそれぞれ別個に行い、いずれかが免税点を超える場合は、その超えた一方のみ課税されます。なお、免税点以下となる場合でも、前課税標準の算定期間について納付すべき税額があった場合又は事業所床面積の合計が800㎡を超える場合若しくは従業者数の合計が80人を超える場合には申告の必要があります。

■申告と納付の方法

種 類	内 容	申告・納付の期限
申 告 納 付	納税義務者である事業者が税額を算出して申告し、その申告した税額を納めることになります（免税点以下となる場合は、納付の必要はありません。）。	法人の場合は、事業年度終了の日の翌日から2か月以内、個人の場合は翌年3月15日まで
新設廃止申告	事業所等を新設又は廃止した場合は、新設廃止申告書の提出が必要です。	新設又は廃止の日の翌日から30日以内
貸 付 申 告	新たに事業所用家屋の貸付けを行った場合又は申告した内容に変更があった場合は、事業所用家屋の貸付申告書の提出が必要です。	貸付けを行った日又は変更があった日の翌月末日まで

●申告書の提出先

かわさき市税事務所法人課税課諸税係

●インターネットを利用した電子申告など

申告書や各種申請・届出の提出に際して、インターネットを利用した地方税ポータルシステム「e L T A X (エルタックス)」をご利用になると、提出先へ持参又は郵送するなどの負担が軽減されます。

詳しくは、次ページの「e L T A Xのご案内」をご覧ください。